

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）373条7項及び702条の8第1項並びに国税徴収法131条の規定に基づく配当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、請求人の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）に係る滞納都税（別紙1「滞納都税内訳書兼督促状発付日一覧」記載のとおり）を徴収するため、令和5年3月17日付けでした配当処分（内容は別紙2「配当計算書」記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張

請求人は、以下のことから、本件処分の取消しを求めている。

本件処分は、処分庁が登記の上位に記載されている者を代表者と選定し請求人に対して行ったものであり、他の共有者も連帯納付義務があるにもかかわらず他の共有者への差押えの手続を行わずに行った今回の手続に瑕疵があり、本件処分は違法・不当である。

また、配当計算書別紙の間違いにより、今回の手続に瑕疵が生じ、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 5 年 1 2 月 1 8 日	諮問
令和 6 年 2 月 7 日	審議（第 8 6 回第 3 部会）
令和 6 年 3 月 6 日	審議（第 8 7 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

- (1) 法 3 7 1 条 1 項は、納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合は、徴税吏員は、納期限後 2 0 日以内に督促状を発しなければならないと規定している。

また、法 3 7 3 条 1 項 1 号は、固定資産税に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して 1 0 日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定している。

法 7 0 2 条の 8 第 1 項は、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によると規定している。

なお、上記各規定の督促状の発付期限に関する部分は、いずれも訓示規定であり、納期限後 2 0 日を経過した督促状も有効であり、督促状を発した日から起算して 1 0 日を経過した差押処分も有効であると解される（徳島地方裁判所昭和 3 0 年 1 2 月 2 7 日判決・行政事件裁判例集 6 巻 1 2 号 2 8 8 7 頁参照）。

- (2) 法 3 7 3 条 7 項は、固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（以下「徴収法」という。）に規定する滞納処分の例によると規定し、法 7 0 2 条の 8 第 1 項は、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によると規定している。

本件に関連する徴収法の規定は以下のとおりである（以下、

徴収法において「徴収職員」とあるものは「徴税吏員」とするほか、必要な読替えをしている。）。

債権の差押えは、第三債務者に対して債権差押通知書を送達することにより行い（62条1項）、徴税吏員は債権を差し押さえたときは差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならない（54条）。徴税吏員は差し押さえた債権の取立をすることができ（67条1項）、債権の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭については徴収法第5章第4節の定めるところにより配当しなければならない（128条1項）、配当に当たっては配当計算書を作成し、その謄本を滞納者等に発送しなければならない（131条）。

- (3) 共有に係る不動産の共有者は、その持分に関係なく、それぞれが独立して、共有不動産全体に係る固定資産税等を連帯して納付する義務（以下「連帯納付義務」という。）を負うが、固定資産税等は賦課課税方式をとっているため、納税通知書が納税者に送付されて納税の告知がされることにより、その租税債権が具体的に成立することとなる（法10条の2第1項、13条1項、364条1項及び702条の8第1項）。すなわち、共有不動産に係る固定資産税等については、納税通知書が送付されることにより、その名宛人として納税の告知を受けた者に対してのみ具体的な租税債権が成立するが、その余の連帯納付義務者は抽象的な租税債務を負担するにとどまり、具体的な租税債権は成立していないものと解される（大阪高等裁判所昭和58年3月30日判決・行政事件裁判例集34巻3号566頁、福岡地方裁判所平成25年2月26日判決・判例地方自治381号21頁参照）。

2 本件処分について

これを本件についてみると、

- (1) 処分庁は、請求人が本件各固定資産税等を各納期限までに完納しなかったことから、請求人に対して各督促状を発付したが、各督促状の発付日から10日を経過しても、請求人は、本件滞納都税を完納しなかったことが認められる。
- (2) そのため、処分庁は、請求人の財産を調査した上で、差押調書により本件差押処分を決定し、債権差押通知書を作成の上、

本件銀行に交付するとともに、請求人に対して差押調書（謄本）を送付したことが認められる。

- (3) そして、処分庁は、本件差押債権について取立てをした上で、同額を配当金額とする本件処分を行うこととして、請求人に対し、配当計算書（謄本）を特定記録郵便で送付したことが認められる。

以上によれば、本件処分は、上記 1 の法令の定めに従って適正に行われたものであるから、本件処分に違法又は不当な点があるということとはできない。また、配当計算書別紙にも誤りは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第 3 のとおり、他の共有者も連帯納付義務があるにもかかわらず、その共有者への差押えの手続を行わずに行った本件処分は違法・不当であると主張する。

しかし、共有不動産に係る固定資産税等については、納税通知書が送付されることにより、その名宛人として納税の告知を受けた者に対してのみ具体的な租税債権が成立するものであるところ（上記 1・(3)）、本件各不動産の令和 3 年度分及び令和 4 年度分の固定資産税等賦課処分に係る納税通知書は、本件各不動産の共有者のうち、請求人に対して送付されたのであるから、本件各固定資産税等について具体的な納付義務を負うのは請求人である。請求人は、本件各不動産の共有者として、その持分に関係なく、独立して、本件各固定資産税等の連帯納付義務を負っているのであるから（上記 1・(3)）、他の共有者に対して納税通知書が送付されていないことを理由にして、本件各固定資産税等の納付義務を免れることはできない。

そして、本件処分は、本件各固定資産税等の納付義務を負う請求人が本件各固定資産税等を完納しなかったため、請求人の財産が差し押さえられ（本件差押処分）、本件差押債権の取立てが行われ、配当されたものであるから、他の共有者に対する差押えの手続をせずに行った本件処分は違法であるとの請求人の主張は採用することができない。

また、請求人は、配当計算書別紙の間違いにより、今回の手続に瑕疵が生じたと主張するが、配当計算書別紙に誤りは認められ

ず、この点に係る請求人の主張も採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1 ないし別紙3（略）